

共同利用についての公表

個人情報第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となりますが、当組合と事業主が共同で健康診断や事後指導を実施する場合など、あらかじめ個人データを共同で利用することが予定されている場合、「①共同して利用する個人データの項目、②共同利用者の範囲、③利用目的、④当該個人データ管理の責任者」をあらかじめ公表していれば、当該共同利用者は第三者に該当せず、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができます。

当組合では、以下に記載の事業を共同実施していますので、公表いたします。

1. 健康診査事項

当組合では、被保険者(従業員)の健康診査事業について、JSR株式会社他各事業主(以下「事業主」という。)と、次の個人情報を共同利用しています。

1) 共同事業で個人データを利用する趣旨

被保険者(従業員)一人ひとりの診査結果をもとに、事後指導や保健指導、健康情報の提供などを効果的に実施するため、診査結果を共同利用する。

2) 共同して利用する個人データの項目

記号・番号、氏名、生年月日、事業所名、事業所、社員コード、受診費用、健診結果、健診受診日、健診機関名、健診機関所在地、相談・指導内容、所見、疾病既往歴 など

3) 個人データを取扱う者

当組合: 役職員、健康運動指導士

事業主: 代表者、人事・労務担当責任者および担当者、産業医、看護師

4) 利用目的

当組合: データ分析、健診結果の確認、事後指導の実施、保健指導、健康情報の提供

事業主: 従業員の健康管理を視野に入れた労務管理、データ分析、健康相談・指導

5) データ管理責任者

当組合: 常務理事(空席の場合は理事長)

事業主: 人事・労務担当責任者

2. 高額医療給付に関する交付金交付事業

当組合では、高額な医療費が発生した場合、その費用の一部を健康保険組合連合会(以下「健保連」という。)から交付してもらっています。その申請のための手続きに次の個人情報を共同使用しています。

1) 共同事業で個人データを利用する趣旨

健康保険法附則第2条に基づく事業で、当組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連から交付されるものである。

その事業の申請のため、①診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。)については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録(記載)した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・高額医療グループに提出する。

この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減される。

2) 共同して利用する個人データの項目

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載事項のほか、レセプト記載データの全ての項目

3) 個人データを取扱う者

当組合: 役職員

健保連: 高額医療グループ職員

健保連の業務委託先: 公益財団法人 日本生産性本部・情報システム事業部および協力会社

4) 利用目的

当組合: 高額な医療費の一部の交付を受けるため。

健保連: 当組合の申請に間違いがないかをチェックし、適正な交付を行うため。

また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とする。

5) データ管理責任者

当組合: 常務理事(空席の場合は理事長)

健保連: 高額医療グループ グループマネージャー